

# 5月定例美祢市教育委員会会議

(議 案)

## 議案第1号

美祢市教職員住宅管理規則の一部改正について

美祢市教職員住宅管理規則（平成20年美祢市教育委員会規則第10号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年5月25日提出

美祢市教育委員会教育長 岡崎 堅次

美祢市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

美祢市教職員住宅管理規則（平成20年美祢市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の次に、次の1項を追加する。

2 前項に規定する者の中に入居希望者がいない場合は、これ以外の者でも、住宅管理者が適当と認める者は入居することができる。

別表第1 中村教職員住宅の項及び別表第2 中村教職員住宅の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 議案第 2 号

### 美祢市修学旅行実施基準の一部改正について

美祢市修学旅行実施基準（平成 27 年美祢市教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 30 年 5 月 25 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

### 美祢市修学旅行実施基準の一部を改正する訓令

美祢市修学旅行実施基準（平成 27 年美祢市教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条に次のただし書を加える。

ただし、日程変更、事故等の特記事項がない場合は、この限りでない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 議案第 3 号

### 美祢市部活動指導員配置要綱の一部改正について

美祢市部活動指導員配置要綱（平成 30 年美祢市教育委員会告示第 1 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 30 年 5 月 25 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

### 美祢市部活動指導員配置要綱の一部を改正する告示

美祢市部活動指導員配置要綱（平成 30 年美祢市教育委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

3 部活動指導員は、非常勤特別職の身分を有する。

第 5 条見出し及び同条第 1 項中「報償」を「報酬」に改める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の美祢市部活動指導員配置要綱の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

議案第4号

美祢市スポーツ推進委員の委嘱について

下記のとおり美祢市スポーツ推進委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

平成30年5月25日提出

美祢市教育委員会教育長 岡崎 堅次

記

1 任期 平成30年6月1日から平成32年3月31日まで

2 委員の氏名

氏名	生年月日	住所	備考
河本 登			豊田前地区

## 議案第 5 号

美祢市立博物館等施設将来構想検討委員会設置要綱の制定について

美祢市立博物館等施設将来構想検討委員会設置要綱を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 5 月 25 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

美祢市立博物館等施設将来構想検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 美祢市における博物館等の整備計画に関し、その基本的事項を審議するため、美祢市立博物館等施設将来構想検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を教育委員会へ報告する。

- (1) 美祢市立博物館等施設将来構想の策定等に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市職員
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、教育委員会が委嘱又は任命した日から教育委員会へ第 2 条の規定による報告を行った日までとする。

(役員)

第 5 条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 人
- (2) 副委員長 1 人

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員長は、必要に応じて、委員会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、委員長が指名した者をもって組織する。

3 ワーキンググループは、委員長からの特命事項について調査研究し、その経過と結果を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財保護課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(失効)

3 この告示は、第2条の規定による教育委員会への報告を行った日限り、その効力を失う。

報告第 1 号

美祢市公民館運営審議会委員の委嘱及び解嘱について

美祢市公民館運営審議会委員の委嘱及び解嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 5 月 25 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

記

1 臨時代理年月日 平成 30 年 4 月 1 日

(1) 委員の任期 委嘱日から平成 32 年 3 月 31 日まで

(2) 委員の氏名

赤郷公民館

区分	氏名	生年月日	住所	所属	委嘱・解嘱日
委嘱	藤村 勤	██████████ ██████████	██████████ ██████████	赤郷区長会長	平成 30 年 4 月 1 日

嘉万公民館

区分	氏名	生年月日	住所	所属	委嘱・解嘱日
委嘱	上利 優史	██████████ ██████████	██████████ ██████████	嘉万子ども会 育成会会長	平成 30 年 4 月 1 日
解嘱	佐藤 香奈美	██████████ ██████████	██████████ ██████████	嘉万子ども会 育成会会長	平成 30 年 4 月 1 日



2 臨時代理年月日 平成 30 年 4 月 13 日

(1) 委員の任期 委嘱日から平成 32 年 3 月 31 日まで

(2) 委員の氏名

嘉万公民館

区分	氏名	生年月日	住所	所属	委嘱・解嘱日
委嘱	長澄 多喜子	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	ボランティア 厚東川会長	平成 30 年 4 月 14 日
解嘱	福田 雄一	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	ボランティア 厚東川会長	平成 30 年 4 月 13 日

3 臨時代理年月日 平成 30 年 4 月 21 日

(1) 委員の任期 委嘱日から平成 32 年 3 月 31 日まで

(2) 委員の氏名

秋吉公民館

区分	氏名	生年月日	住所	所属	委嘱・解嘱日
委嘱	齊藤 秀一郎	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	秋吉小学校 P T A 会長	平成 30 年 4 月 22 日
解嘱	前田 真一	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	秋吉小学校 P T A 会長	平成 30 年 4 月 21 日

4 臨時代理年月日 平成 30 年 4 月 22 日

(1) 委員の任期 委嘱日から平成 32 年 3 月 31 日まで

(2) 委員の氏名

大田公民館

区分	氏名	生年月日	住所	所属	委嘱・解嘱日
委嘱	石津 政和	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	大田小学校 P T A 会長	平成 30 年 4 月 23 日
解嘱	山本 哲哉	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	大田小学校 P T A 会長	平成 30 年 4 月 22 日

報告第 2 号

美祢市社会教育委員の委嘱及び解嘱について

美祢市社会教育委員の委嘱及び解嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 5 月 25 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

記

- 1 臨時代理年月日 平成 30 年 3 月 31 日
- 2 委員の任期 委嘱日から平成 30 年 8 月 31 日まで
- 3 委員の氏名

区分	氏名	生年月日	住所	所属	委嘱・解嘱日
委嘱	久保 裕幸	██████████ ██████████	██████████ ██████████	美祢市小学校長会	平成 30 年 4 月 1 日
解嘱	弘田 和彦	██████████ ██████████	██████████ ██████████	美祢市小学校長会	平成 30 年 3 月 31 日

報告第3号

美祢市生涯学習のまちづくり推進協議会委員の委嘱及び解嘱について

美祢市生涯学習のまちづくり推進協議会委員の委嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則（平成20年美祢市教育委員会規則第5号）第4条第1項の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年5月25日提出

美祢市教育委員会教育長 岡崎 堅次

記

1 臨時代理年月日 平成30年4月1日

(1) 委員の任期 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

(2) 委員の氏名

氏名	生年月日	住所	備考
中桐 吉隆			宇部興産（株）伊佐セメント工場工場長
和田 弘美			宇部マテリアルズ（株）美祢工場工場長
江藤 龍夫			薬仙石灰（株）代表取締役社長
馬屋原眞一			生涯学習のまちづくり厚保地区推進協議会会長

2 臨時代理年月日 平成 30 年 4 月 30 日

(1) 委員の任期 委嘱日から平成 32 年 3 月 31 日まで

(2) 委員の氏名

区分	氏名	生年月日	住所	所属	委嘱・解嘱日
委嘱	藤井 敏通	■■■■■ ■■■■■	■■■■■ ■■■■■	綾木公民館 運営審議会 会長	平成 30 年 5 月 1 日
解嘱	北村 典男	■■■■■ ■■■■■	■■■■■ ■■■■■	綾木公民館 運営審議会 会長	平成 30 年 4 月 30 日

報告第4号

美祢市人権教育推進委員の委嘱について

美祢市人権教育推進委員の委嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則（平成20年美祢市教育委員会規則第5号）第4条第1項の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年5月25日提出

美祢市教育委員会教育長 岡崎 堅次

記

- 1 臨時代理年月日 平成30年4月1日
- 2 委員の任期 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
- 3 委員の氏名

氏名	生年月日	住所	備考
馬屋原 眞一			厚保公民館区
竹澤 茂			秋吉公民館区
河村 富巳男			岩永公民館区
河野 一成			企業（旧美祢市）
竹内 勇			企業（秋芳町）
佐々木 壽美男			民生・児童協議会
林 和則			民生・児童協議会
椿 徹			小学校校長会
小林 英樹			中学校校長会
藤村 慎一郎			高校校長会
大野 義昭			福祉事務所長
高橋 宏典			学識経験者
松本 孝志			学識経験者